明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**二七）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（**法務**二〇五）　一
○科学、技術及びイノベーションにおける協力に関する日本国政府とチリ共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（**外務**三二七）　二
○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和五事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件（**農林水産**九一二）　三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**八五九、八六三～八六五）　三
○信号符字を点附した件（**同**八六〇）　三
○信号符字を取り消した件（**同**八六一）　三
○船舶国籍証書を無効とした件（**同**八六二）　三
○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（**環境**五五）　四
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（**同**五六）　五
○道路に関する件（**関東地方整備局**一八一）　六

〔人事異動〕
国家公安委員会　警察庁　東京都　愛知県　名古屋市　神戸市　六

〔皇室事項〕
諸事項　六

〔公　告〕
官庁
建設業の営業の停止命令関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
会社その他
三〇

省　令

○文部科学省令第二十七号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）附則第十八項の規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月八日

文部科学大臣　永岡　桂子

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第三号ロ中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和五年九月十六日）から施行する。